

紀北町津波避難計画

紀 北 町

平成27年2月

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
4 計画の活用	2
第2章 避難計画	3
1 津波浸水予想区域及び津波到達時間	3
2 津波避難対象地区	3
3 津波避難困難地区	3
4 避難路・避難経路	5
5 津波緊急避難先	6
6 避難方法	6
第3章 初動体制	7
1 職員の招集基準等	7
2 動員方法	8
3 勤務時間外、休日等の職員の参集方法	8
4 津波情報の収集・伝達	9
5 避難誘導等に従事する者の安全の確保	11
第4章 避難勧告・避難指示の発令	12
1 発令の基準	12
2 発令の時期及び発令手順	12
3 住民等への伝達方法	13
4 警鐘・サイレンによる避難の信号	13
5 避難勧告・避難指示の解除	13
6 発令分の内容	14
第5章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施	15
1 津波に対する教育・啓発	15
2 津波避難訓練の実施	15
第6章 その他の留意点	16
1 観光客・海水浴客等の避難対策	16
2 災害時要援護者の避難対策	16

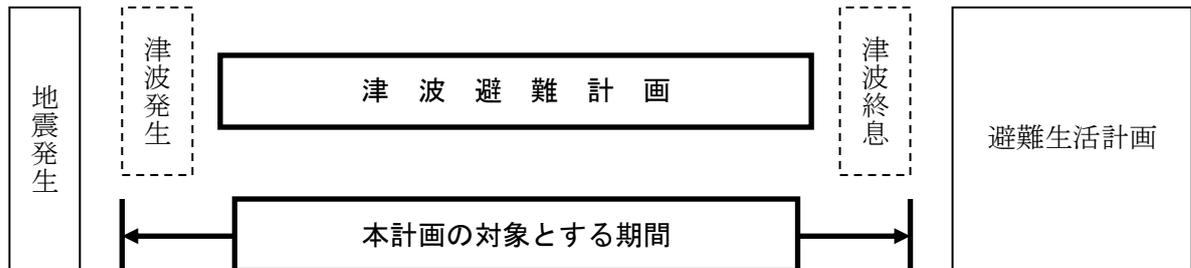
資料編

- 資料 1 津波浸水予測図（平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果）
- 資料 2 津波浸水深 30 c m到達予測時間分布図（平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果）
- 資料 3 津波避難困難地区位置図
- 資料 4 指定緊急避難場所

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民の生命及び身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画です。



2 計画の修正

この計画は、適宜、検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正します。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりです。

(1) 津波浸水予測区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいいます。

この計画における津波浸水予測区域は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果（津波浸水予測図）」に基づくものとします。

(2) 津波避難対象地区

津波が発生した場合に避難が必要な地区で、津波浸水予測に基づき、町が範囲を定めます。

安全の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予測区域を基準として指定します。

(3) 津波避難困難地区

津波の到達予測時間までに、津波避難対象地区の外など（避難の必要がない安全な場所）に避難することが困難な地区をいいます。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、町が指定に努めます。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災会、住民等が設定します。

(6) 指定緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー）などをいいます。

(7) 地区緊急避難場所

指定緊急避難場所以外の地区が指定している、津波の危険から緊急に避難する高台などをいいます。

(8) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、とりあえず生命の安全を確保するために、避難の目標とする地点で、自主防災会、住民等が設定します。津波が到達するまでに避難できる目標地点をいいます。

4 計画の活用

(1) 町は、この計画に基づき、津波に対する防災対策の整備・推進を図ります。

(2) 津波避難対象地区の自主防災会、住民等は、この計画を活用し、南海トラフ巨大地震を想定した津波避難訓練の実施など、各地区における津波避難対策を推進します。

第2章 避難計画

1 津波浸水予測区域及び津波到達時間

本町における津波浸水深及び津波到達時間は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果」によるものとします。

(1) 津波浸水深

本町における津波浸水深は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果（津波浸水予測図）」とします。

☞ 資料編 資料1 津波浸水予測図 参照

(2) 津波到達時間

本町における津波到達時間は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果（津波浸水深30cm到達予測時間分布図）」とします。

☞ 資料編 資料2 津波浸水深30cm到達予測時間分布図 参照

2 津波避難対象地区

津波避難対象地区は、津波が発生した場合に避難が必要な地区で、津波浸水予測図に基づき、津波が発生した場合に避難が必要な地区（範囲）を指定します。

安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定しています。

津波避難対象地区は、次のとおりです。

紀伊長島区	島原地区の一部、東長島地区、長島地区、海野地区、古里地区、道瀬地区、三浦地区
海山区	船津地区、相賀地区、小山浦地区、小浦地区、引本浦地区、矢口浦地区、白浦地区、島勝浦地区

3 津波避難困難地区

国（消防庁）の「市町村における津波避難計画策定指針（平成25年3月11日付消防防災第121号）」に基づき、紀北町における津波避難困難地区の設定は、以下の手法で設定するとともに、設定された避難困難地区に対しては津波避難施設の設置など避難方法の検討を行います。

(1) 津波避難困難地区の設定

ア 津波到達予想時間

「平成25年度三重県地震被害想定調査結果（津波浸水深30cm到達予測時間分布図）」とします。

また、津波到達時間は津波避難対象地区の最も早いポイントから抽出し、各地区の津波到達予想時間は下記のとおりとします。

各地区の津波到達予想時間

紀伊長島区（地名）	津波到達時間（分）	海山区（地名）	津波到達時間（分）
島原地区の一部	2 6 分	船津地区	2 4 分
東長島地区	1 4 分	相賀地区	1 4 分
長島地区	1 4 分	小山浦地区	1 4 分
海野地区	1 4 分	小浦地区	2 2 分
古里地区	1 4 分	引本浦地区	1 2 分
道瀬地区	1 4 分	矢口浦地区	1 4 分
三浦地区	1 4 分	白浦地区	1 2 分
		島勝浦地区	1 2 分

イ 避難開始時間

地震発生から5分後に避難を開始するものとします。

ウ 歩行速度

「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月・消防庁）を参考にし、歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を採用します。

エ 避難可能距離※

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの避難が可能な距離（範囲）を設定します。

※避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達予想時間－避難開始時間）

避難可能距離一覧表

紀伊長島区（地名）	津波到達時間（分）	避難可能距離（m）	海山区（地名）	津波到達時間（分）	避難可能距離（m）
島原地区の一部	2 6 分	1, 2 6 0 m	船津地区	2 4 分	1, 1 4 0 m
東長島地区	1 4 分	5 4 0 m	相賀地区	1 4 分	5 4 0 m
長島地区	1 4 分	5 4 0 m	小山浦地区	1 4 分	5 4 0 m
海野地区	1 4 分	5 4 0 m	小浦地区	2 2 分	1, 0 2 0 m
古里地区	1 4 分	5 4 0 m	引本浦地区	1 2 分	4 2 0 m
道瀬地区	1 4 分	5 4 0 m	矢口浦地区	1 4 分	5 4 0 m
三浦地区	1 4 分	5 4 0 m	白浦地区	1 2 分	4 2 0 m
			島勝浦地区	1 2 分	4 2 0 m

(2) 津波避難困難地区の抽出

津波避難対象地区のうち津波到達予想時間内に、避難路、避難経路を通過して津波緊急避難場所まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地区を津波避難困難地区として抽出します。

津波避難困難地区の人口及び避難困難者数は、次のとおりです。

津波避難困難地区の人口及び避難困難者数（平成26年12月31日現在）

津波避難困難地区	人口（人）	避難困難者数（人）
東長島地区	3,373人	307人
相賀地区	3,157人	505人
合計	6,530人	812人

☞ 資料編 資料3 津波避難困難地区位置図 参照

(3) 津波避難困難者の避難対策

津波避難困難者が円滑に避難するために、新たな津波緊急避難施設など今後整備するものとし、津波避難困難者を解消します。

具体的な津波避難困難者の避難対策は下記のとおりです。

地区名	自治会名等	避難対象者数	避難対策の方法
東長島地区	中州、前垣内	307人	津波避難タワーの整備
相賀地区	本地、桧町、桜町 横町の一部	505人	津波避難施設の整備

4 避難路・避難経路

(1) 避難路・難経路の指定・設定

町は、次の点に留意し避難経路を指定・設定します。

- ア 崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分あること。
- イ 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。また、地理的な事情を除き、耐震性が確保されていても、地震、津波による損壊、崩壊の可能性も考慮し、指定すること。
- ウ 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。
- エ 避難経路は地理的な事情を除き、原則として津波の進行方向と同方向に避難するよう指定・設定すること。
- オ 地震による沿道建築物の倒壊等により、避難路が寸断されないよう耐震化対策を促進し、安全性の確保を図ること。

(2) 避難路の機能性の確保

避難路の機能性を確保するため、次の対策を推進します。

- ア 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等の整備。
- イ 夜間の避難も考慮し、避難誘導灯等の整備。
- ウ 階段、急な坂道等には手すり等の整備。

(3) 避難経路の安全性の確保

住民等に、次の点に留意し安全性の高い避難経路の事前検討を推進します。

- ア 崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- イ 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。

ウ 複数の避難経路の確保に努めること。

5 津波緊急避難先

(1) 指定緊急避難場所

津波の危険から生命の安全を確保するために、最初に避難し様子を見る高台などの避難場所で、町が指定している緊急避難場所が町内に81箇所あります。

☞ 資料編 資料4 指定緊急避難場所 参照

(2) 地区緊急避難場所

指定緊急避難場所以外で地区が指定している、津波の危険から生命の安全を確保する高台などの避難場所があります。

地区緊急避難場所の整備、促進を図ります。

(3) 避難目標地点

津波避難対象地区の自主防災会、住民等は、指定緊急避難場所以外の必要な避難目標地点を設定します。

6 避難方法

避難にあたって自動車等を使用することは、以下の理由により円滑な避難ができない恐れがあることから、避難の方法は原則として徒歩によることとします。

ア 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。

イ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の恐れが高いこと。

ウ 自動車の利用により徒歩による避難者の円滑な避難ができなくなるおそれが高いこと。

ただし、徒歩による避難が著しく困難な住民については、その実情に応じて自転車、オートバイ又は、車両の乗り合わせ等により避難も可能とします。

また、各地区において住民等が自ら作成する「災害時の避難行動計画」などにより具体的な避難方法などの検討を推進します。

第3章 初動体制

1 職員の招集基準等

町職員の招集基準等は、「紀北町地域防災計画」、「職員災害対応マニュアル」に定めるとおりです。

(1) 配置体制

災害の発生又はその発生の恐れにより、職員の配備体制を定めます。

配 備 体 制	配 備 内 容
第1 配備 (準備体制)	災害関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じ直ちに警戒体制に入れる体制
第2 配備 (警戒体制)	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制
第3 配備 (非常体制)	甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、町の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制

(2) 招集基準と配備要員 (地震・津波対策)

配備体制	招集基準	配備要員
第1 配備 (準備体制)	①町内に震度3の地震があったとき。 ②県内(当町を除く)に震度5弱以上の地震があったとき。 ③東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。 ④その他地震に関する災害が予想される場合で本部長(町長)が認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員一部を自宅待機
第2 配備 (警戒体制)	①町内に震度4の地震があったとき。 ②三重県南部に津波注意報が発表されたとき。 ③東海地震注意情報が発表されたとき。 ④その他地震に関する災害が予想される場合で本部長(町長)が認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員 ・本庁課長及び海山総合支所長並びに海山総合支所室長 ・排水機場担当職員(②の場合) ・担当課長及び海山総合支所長が配備を必要と認めた職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員一部を招集
第3 配備 (非常体制)	①町内に震度5弱以上の地震があったとき。 ②三重県南部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ③東海地震予知情報が発表されたとき。 ④町全域にわたって地震に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、本部長(町長)が必要と認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ・必要に応じ全消防団員を招集

2. 動員方法

職員を招集する必要があるときは、本部長は課長等を通じて動員計画に基づき次の方法により直ちに職員を招集します。

(1) 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達します。

(2) 勤務時間外、休日等の場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の勤務時間外、休日等における職員の招集のための連絡は、各課緊急連絡網によるものとする。

(3) 勤務時間外における伝達の手段

ア 通信手段は、職員参集メール、NTT回線、携帯電話及び町防災行政無線等のうち最も敏速かつ確実に行える方法によります。

イ 各班長は、所属の各職員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとします。

3. 勤務時間外、休日等の職員の参集方法

(1) 第1配備（準備体制）及び第2配備（警戒体制）の場合

「紀北町地域防災計画」、「職員災害対応マニュアル」に定める各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以降の状況の推移に注意し、すすんで所属の各班と連絡をとり、又は自らの判断で役場本庁又は総合支所に参集するものとします。

(2) 第3配備（非常体制）の場合

ア 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に相当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに自ら役場本庁又は総合支所へ参集します。

イ 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておきます。

ウ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、その旨を連絡し、必要な処置を講じた後に町災害対策本部又は町災害対策支部に参集します。

エ 著しく被害を受けた地域内の職員は、被災地の情報を町災害対策本部へ伝達します。

(3) 職員の安全確保等

ア 津波注意報発表の場合、配備要員は登庁にあたっては状況把握に充分注意を払い登庁します。

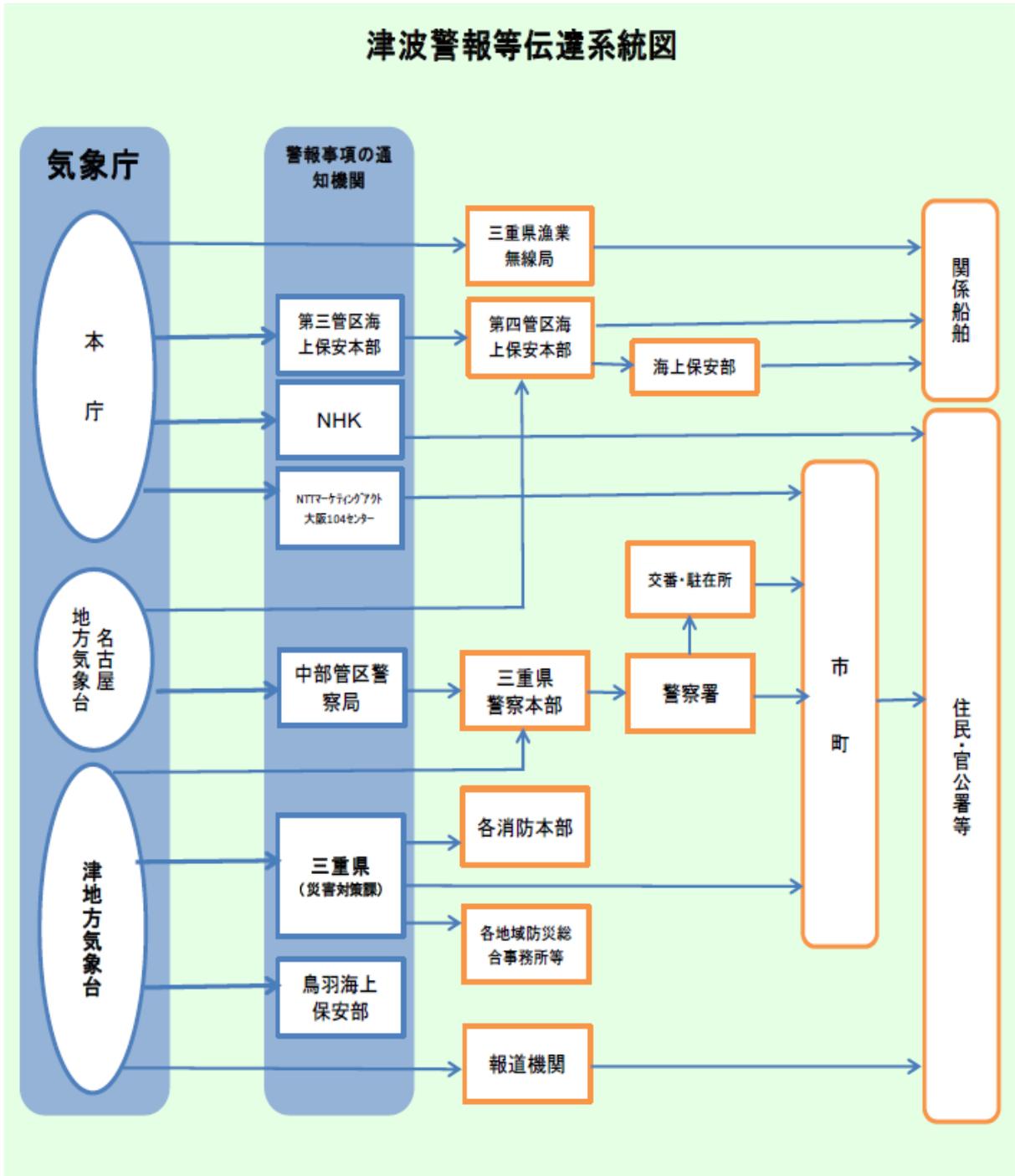
イ 津波・大津波警報発表の場合、最寄地区の高台などに避難し、登庁にあたっては状況把握に充分注意を払い安全が確保されてから登庁します。また、可能な範囲で途中の避難誘導、避難行動援助に努めるとともに、津波緊急避難先では、地域住民と協力して、逃げ遅れた人の救助、人員の確認、避難者の体調等の様子観察等にあたり、初

動要員として、津波緊急避難先の運営・管理に積極的に関わります。

4 津波情報の収集・伝達

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の主な伝達系統により町及び防災関係機関が伝達します。



(2) 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報として発表します。

ア 津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とします。

イ 津波予報区

気象庁が津波警報・注意報を発表する予報区（本町）は、三重県南部です。

ウ 種類と内容

種 類	内 容
津波到達予想時刻、予想される津波の高さなどに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(3) 警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表します。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

(4) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

種 類	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(5) 海面監視・被害情報の収集体制

町（各部）、防災関係機関、海水浴場の管理者等が相互に連携し、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、状況に応じて、津地方気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、確実に安全を確保できる場所で、津波の河川遡上や潮位等の異常な変動を監視、町（本部事務局、消防本部）等への通報に努めます。

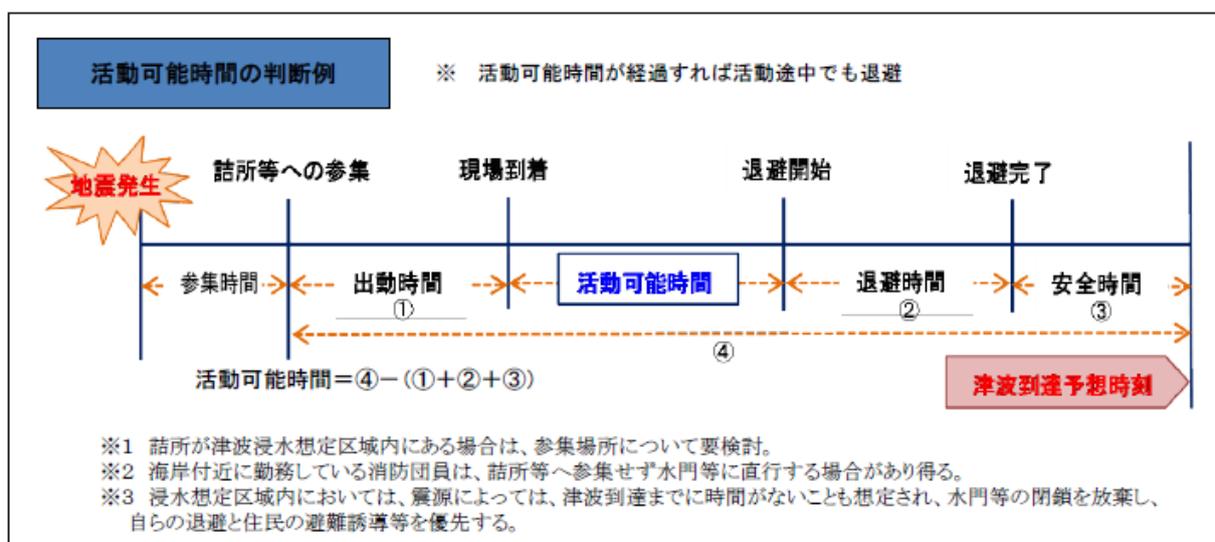
(6) 津波予報等の伝達・周知

津波予報等の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）等からの情報を防災行政無線を用いて住民等への伝達を行います。

津波に関する情報で、特に住民に広報すべき内容は、防災行政無線及びエリアメール等を用いて住民への伝達を行います。

5 避難誘導等に従事する者の安全の確保

- (1) 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提とします。
- (2) 津波浸水予測区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどに努めます
- (3) 「活動可能時間（注）経過すれば活動途中でも退避」することとします。



(注) 消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（平成24年3月）より

第4章 避難勧告・避難指示の発令

1 発令の基準

避難勧告・避難指示等の発令基準は次のとおりとします。

【津波に対する発令基準】

種 別		発令基準
避難準備 情報※	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。それ以外の者は、避難の準備を開始。	①遠地地震に関する情報（遠地で発生した地震による津波の場合）が発表され、被害が予想される場合。 ②その他本部長が必要と判断したとき。
避難勧告 ※	居住者等に避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。	①津波予報区「三重県南部」に津波注意報が発表された場合。 ②強い地震（震度4程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で、情報伝達システムの異常等により「津波警報」、「津波注意報」が伝達されない場合 ③東海地震注意情報が発表された場合。 ④その他本部長が必要と判断したとき。
避難指示	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのもの。	①津波予報区「三重県南部」に「大津波警報」「津波警報」が発表された場合。 ②非常に強い地震を体感した（震度5弱以上）又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で、情報伝達システムの異常等により「大津波警報」、「津波警報」が伝達されない場合（津波による甚大な被害が発生する恐れがあると認められる場合） ③東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合。 ④その他本部長が必要と判断したとき。

（注）「紀北町避難勧告・指示及び避難準備情報の判断・伝達マニュアル」による。

※ 津波による災害の発生、又発生するおそれがある場合は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」を発令します。

2 発令の時期及び発令手順

- （1）避難勧告・避難指示の発令は、町災害対策本部長（町長）が基準に該当する事態を認知しのち、直ちに行います。
- （2）本部長（町長）が不在あるいは本部長に連絡がとれない場合は、町災害対策本部の職務代理の順位により行うものとします。

3 住民等への伝達方法

(1) 避難勧告・避難指示発令の住民等への伝達は、防災行政無線、エリアメール等、多様な手段を活用するほか、報道機関や消防団、自主防災組織等の協力を得て、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

ア 防災行政無線（同報系）による周知

イ 消防車、広報車による周知（但し、津波被害の恐れのある地区には立ち入らない。）

ウ C A T Vのテロップ・緊急放送による周知

エ 三重県防災ヘリコプターの活用による周知（県への支援要請）

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができます。

オ 放送関係機関への放送要請（県を通じて）

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請します。

カ エリアメール等による周知

(2) 高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供に努めます。

4 警鐘・サイレンによる避難の信号

津波避難対象地区の住民等に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次のものとし、ます。

警 鐘	乱	打
余 い ん 防 止 付 サ イ レ ン 信 号	1分 5秒	1分 5秒

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用します。

5 避難勧告・避難指示の解除

(1) 避難勧告または避難指示の解除の発令は、津波注意報などの解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とします。

(2) 本部長（町長）並びに避難指示者は、避難勧告又は指示の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとし、ます。

(3) 本部長（町長）が不在あるいは本部長（町長）に連絡がとれない場合は、町災害対策本部の職務代理の順位により行うものとし、ます。

6 発令分の内容

避難勧告・避難指示の発令内容の伝達文は次のとおりとします。

【避難勧告の伝達文】

こちらは、「こうほうきほく」。

役場 災害対策本部からお知らせします。

三重県南部に津波警報が発表され、津波による被害の発生が予想されています。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。

直ちにお近くの高台等の安全な場所へ避難をしてください。

予想される津波の到達時間は、〇時〇分です。

【避難指示の伝達文】

こちらは、「こうほうきほく」。

役場 災害対策本部からお知らせします。

三重県南部に大津波警報が発表されました。

このため、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。

直ちにお近くの高台等の安全な場所へ避難をしてください。

予想される津波の到達時間は、〇時〇分です。

第5章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1 津波に対する教育・啓発

津波避難行動等に関する知識、自主避難、地震、津波への備え等について教育・啓発を行います。

教育・啓発に当たっては、広報誌、町ホームページ、出前講座等を活用します

(1) 津波避難行動に関する知識

ア 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

イ 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。

ウ 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地区住民の避難を促すこと。

エ 津波は河川を遡上するため河川から離れること。

(2) 自主避難

強い地震（震度4程度以上）を感じた場合は、避難勧告・避難指示を待たず、自主的に直ちに避難するよう啓発します。

(3) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから7日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発します。

2 津波避難訓練の実施

(1) 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制の強化を目的として、大規模な地震及び津波を想定した総合的な防災訓練を少なくとも年1回以上実施します。

(2) 津波避難訓練

町は、県・防災関係機関と協力して、町内の住民及び企業・事業所と連携した津波防災訓練の実施により、被害の最小化を目指した津波防災体制の確立を図ります。

(3) 津波避難対象地区が実施する津波避難訓練

津波避難対象地区の自治会、自主防災会等は、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込み、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な津波避難訓練を、年1回以上実施するように努めます。

第6章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客等の避難対策

観光客、海水浴客、釣り客等に対する以下の避難対策を進めます。

(1) 情報伝達

津波浸水予想地域内にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対して、伝達手段の確保を検討するとともに、利用者に対する情報の伝達や避難場所を定めておくよう指導に努めます。

また、屋外にいる者に対しては、防災行政無線（同報系）、サイレン等により迅速な津波情報等の伝達を行います。

(2) 標高表示・避難誘導標識等の設置、津波避難場所等の指定

観光客等、地理不案内な外来者等への津波対策として、標高表示や避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づきピクトグラムを用いた案内標識等を設置し、住民及び土地に不案内な観光客等に対する周知を図ります。

2 災害時要援護者の避難対策

(1) 災害対応能力の弱い災害時要援護者の「避難行動要支援者名簿」の作成に努め、地域での避難支援に活用します。

(2) 情報伝達手段、避難行動の援助、施設管理者等の避難対策等に留意して、地域と一体となって災害時要支援者の避難支援体制の整備に努めます。